

税務課からのお知らせ

平成29年度 国民健康保険税

問 税務課国民健康保険税係 ☎ 286-3144

平成29年度の
納税通知書は7月上旬に
発送します

【税率等と納期(平成29年4月～平成30年3月)】

税率等

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療保険分	5.5%	16.0%	24,900円	23,200円	540,000円
後期高齢者支援金分	2.1%	4.0%	9,000円	6,800円	190,000円
介護保険分(40～64歳)	2.2%	4.1%	11,000円	6,000円	160,000円

納期

① 普通徴収の場合(納付書または口座振替)

「納期」とは、国民健康保険税を納付する期間をいい、国民健康保険への「加入期間」とは異なります。納期は右表のとおりです(年8回)。

第1期	平成29年7月31日	第5期	平成29年11月30日
第2期	平成29年8月31日	第6期	平成29年12月25日
第3期	平成29年10月2日	第7期	平成30年1月31日
第4期	平成29年10月31日	第8期	平成30年2月28日

② 特別徴収の場合(年金からのお支払い)

仮徴収			本徴収		
<第1期>4月	<第2期>6月	<第3期>8月	<第4期>10月	<第5期>12月	<第6期>2月
各月の仮徴収額は、前年度(平成28年度)の国民健康保険税の年税額の6分の1の額です。 ※すでに特別徴収の人は、前年度(平成28年度)2月の特別徴収額が仮徴収額です。			各月の本徴収額は、年税額から仮徴収額分(第1期～第3期分)を差し引いた残額を残りの納期3回に分けた額です。 ※年税額は7月に決定します。		

【均等割額と平等割額の5割・2割軽減が拡充されます】

区分	所得基準額(前年中の総所得金額)	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+[26万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下	33万円+[27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下
2割軽減	33万円+[48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下	33万円+[49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下

※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることなどにより、後期高齢者医療制度へ移行した人を行います。

【国民健康保険税が軽減されます ～倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した人へ～】

対象 ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)

②雇用保険の特定理由離職者(契約期間満了による離職、正当な理由のある自己都合による離職)

※雇用保険受給資格者証の「離職理由」が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人になります。

※65歳以上の離職者は、この軽減対象になりません。

軽減額 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

軽減期間 離職の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

手続き 税務課国民健康保険税係(役場2階⑩番窓口)で申請してください。

持ってくるもの ①雇用保険受給資格者証②印鑑(朱肉を使うもの)③納税義務者(世帯主)のマイナンバーカードまたは通知カード④窓口に来る人の公的な本人確認書類(運転免許証・パスポートなど顔写真付きのものは1点、健康保険証・年金手帳など顔写真のないものは2点)

下水道課からのお知らせ

下水道事業受益者負担金・下水道使用料

問 下水道課業務係 ☎ 286-3186

【下水道事業受益者負担金】

Q 下水道事業受益者負担金とは？

A 公共下水道の整備は、下水を速やかに排除、処理することを目的とし、整備区域内の土地の利便性、快適性を実現します。受益者負担金制度は、都市計画法に基づき、下水道が整備された区域に土地を所有するなど受益者となる人に、公共下水道の建設費の一部を負担していただくことによって、より一層の下水道整備を促進するものです。

Q 受益者とは？

A 原則として、公共下水道の排水区域内に土地を所有している人または権利を有している人が受益者となり、下水道事業受益者負担金を納める人になります。当てはまる人には、6月頃に調査のための書類を町から送付します。

Q 負担する金額は？

A 土地の面積に応じて決まります。
1㎡当たり 302円です。

Q 納め方は？

A 8月に一括納付用と分割納付用の納付書を送付します。一括で納めていただくか、年2回ずつ（納期は8月と1月）5年間の10回分割で納めていただきます。初年度の第1期納期内に、全額を一括して納付された場合、前納報奨金が交付されます。（負担金額によって異なります）

受益者負担金と前納報奨金の計算例

【165㎡(50坪)の土地を所有している場合】

◆受益者負担金額＝土地の面積×302円

165㎡×302円＝49,800円(100円未満切り捨て)

◆前納報奨金額＝

$$\left(\begin{array}{cc} \text{受益者} & 1,000\text{円未満} \\ \text{負担金額} & \text{の端数金額} \end{array} \right) \div 10 \times 0.0015 \times 265$$

$$(49,800\text{円} - 800\text{円}) \div 10 \times 0.0015 \times 265 = 1,900\text{円}$$

(100円未満 切り捨て)

【下水道使用料】

排水設備を設置し、公共下水道を使用すると、水道の使用水量に応じて下水道使用料を負担することになります。下水道使用料は、下水道施設の維持補修および処理場の運転経費等の費用や下水道施設建設のために国等から借り入れたお金の返済等に充てています。

また、下水道使用料は、町が委託した広島市水道局が、水道料金と併せて徴収します。

なお、生活保護を受けている世帯、心身障害者のいる世帯、寝たきりの高齢者等のいる世帯、ひとり親等世帯等には、使用料の一部を減免する制度があります。

使用料計算方法（2か月あたり・税抜き）

区分 種別	基本料金	超過料金（1㎡につき）								
	0～ 12㎡	13～ 20㎡	21～ 30㎡	31～ 40㎡	41～ 80㎡	81～ 200㎡	201～ 400㎡	401～ 1000㎡	1001～ 2000㎡	2001㎡ ～
一般家庭汚水	1,390円	5円	106円	162円	233円	311円	344円			
業務用汚水				177円	256円	326円	395円	440円	472円	495円
公衆浴場汚水				162円	35円					
プールおよび土木 工事等による汚水	1㎡につき177円									

◆計算例（一般家庭汚水 2か月に40㎡排出した場合）

〔	基本料金 (0～12㎡)	+	超過料金			〕 ×	消費税および 地方消費税 1.08	＝	1円未満 切り捨て 4,438円
	1,390円		(13～20㎡) 5円×8㎡	(21～30㎡) 106円×10㎡	(31～40㎡) 162円×10㎡				